

浦山地区有害鳥獣捕獲委託事業（R7 当初明許）
特記仕様書

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、「シカ」という。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題である。

国有林におけるシカ被害については、造林木への剥皮による枯損や、植栽木の食害による更新不全など、森林施業に支障をきたしているほか、下層植生の消失などは生物多様性や国土保全上の重大な問題となっている。

このため、本地区の国有林においてシカ捕獲を効率的に実施し、適正密度に導いて行くことにより、森林の多面的機能が持続的に発揮される健全な森林の維持保全を推進するとともに、森林・林業へのシカ被害を軽減させ、林業の成長産業化に資する造林費用の低コスト化にも寄与することを目的とする。

2 事業区域

埼玉県秩父市浦山 浦山国有林 21 林班外（別紙位置図参照）

3 捕獲目標頭数

ニホンジカ 60 頭（頭数は目安であり、捕獲を制限するものではない）

4 事業実施に係る打ち合わせ

本事業の実施に際して、監督職員と委託事業開始時及び実績報告書作成時に打ち合わせを行うこと。

5 事業内容

本事業は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（関東森林管理局版）」（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか以下により実施すること。

I 計画準備

(1) 事業計画書の作成

共通仕様書 1.10 の事業計画書の作成は、事業全体の推進・調整を図るため、監督職員と打ち合わせを行うとともに、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打ち合わせを行い、関係者の意見等を踏まえながら事業計画書（別紙様式 1～4）を作成すること。

(2) 有害鳥獣捕獲許可の申請等について

本事業を実施するための有害鳥獣捕獲許可申請は、受託者が必要な書類を作成のう

え秩父市長に申請し、捕獲作業実施までに許可を得ること。

II 誘引捕獲の実施方法

(1) 実施期間及び作業日数

契約締結の日の翌日から令和8年12月15日の間において、事前給餌7日間、くくりわなによる捕獲作業を40日間(わな稼働日数30夜以上)実施する(捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設含む)。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日は、捕獲作業を行わず、わなを稼働させないこと。

(2) 誘引・捕獲作業

- ① 獣道等シカを捕獲しやすい箇所に、くくりわなを30基設置する。他の野生鳥獣等の錯誤捕獲防止のため、くくりわなの設置箇所は十分精査し実施すること。
- ② わなの設置に当たっては空はじき防止のため、わなの周囲に石や枝条等の障害物を配置するなど、シカが罠を踏みやすくなるよう工夫すること。
- ③ わなの設置後は「捕獲情報集計表__のわな情報およびわな森林情報」において設置するわなごとに必要な事項を整理すること。小班IDに必要な情報については監督職員からの指示を受けるものとする。
- ④ 誘引餌は、シカ以外の大型哺乳動物を誘引しにくい、草食動物用乾燥餌(以下、「誘引餌」という。)を用いること。また、捕獲作業中は、見回り時に、わな設置箇所の周囲に必要に応じて誘引餌を補充すること。誘引餌は受託者が購入すること。
- ⑤ 1箇所当たりの誘引餌の使用量は1kgを標準とし、誘引の効果を検証するため、誘引餌の採食状況等を確認して、その結果を様式仕1「誘引作業日報」に記録しておくこと。
- ⑥ 5日間程度誘引餌を置いても採食が確認できない場合は、別の候補地を検討すること。また、誘引が不調で古い誘引餌が残っている場合は、定期的に除去し、残った誘引餌の上に新しい誘引餌を置き続けることのないようにすること。
- ⑦ 誘引餌の採食状況が良くない場合には、獣道に設置することも可能とするが、他の野生動物の錯誤捕獲を防止するため、十分に精査し実施すること。
- ⑧ わな稼働時の見回りは、毎日行うこと。
- ⑨ わな見回り後は、(様式仕1)誘引作業日報に記入すると共に「捕獲情報集計表__わな見回り結果」に記入すること。

(3) わなの仕様

本事業で使用するわなは、埼玉森林管理事務所から貸与する。

品名・規格	数量
・踏み上げ式くくりわな (オリモ式大物罠 OM-30) 径10cm以下	各30/式
・くくり仕掛けバネワイヤーセット	

(4) 捕獲実行体制

① 1日当たりの捕獲実行体制は2名体制とし、車両は1台を基本として実施する（捕獲・見回・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設を含む）。

② 1日当たりの車両による林道等の総移動距離は16.4kmを想定する（浦山作業地）。

(5) 止刺し

止刺しはナイフ又は電気止刺し器を使用し、安全対策を万全に行い適切に実施すること。なお、安全上やむを得ず猟銃を使用する場合は、監督職員と協議のうえ、その内容を様式仕2「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

(6) 捕獲個体の処理

捕獲個体は様式仕3「捕獲個体記録票」に基づき検体を行った後、埋設すること。林内に埋設する場合は、個体を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理すること。また、埋設に当たっては、クマ等の野生鳥獣による掘り返し防止のため、捕獲個体1体につき2kgの消石灰を散布のうえ覆土するなど、掘り返し防止措置を行うこと。消石灰は受託者が購入すること。

「捕獲状況集計表__捕獲個体情報」に必要事項を記録すること。

(7) 林道入り口等における注意標識の設置等

捕獲作業の実施期間中は、林道の入口等に注意看板等を設置し、一般者へ注意喚起を促すこと。また、猟銃を使用する場合は、あらかじめ関係機関・団体等と調整のうえ、一般者の立ち入りを禁止する措置を講じること。

(8) 林道ゲートの施錠

林道ゲートは必ず施錠すること。

(9) 猟具への標識設置及

捕獲に使用する猟具には、住所・氏名又は名称・その他環境省令で定める事項等を記載した標識を装着し、捕獲作業を行うこと。

(10) 従事者証の携行

捕獲作業の実施に当たっては、従事者証は必ず携行すること。

(11) 捕獲作業における記録の様式

共通仕様書2.4.2(1)業務日誌（日報）、(3)捕獲個体記録票、2.10(3)錯誤捕獲の対応記録は別紙様式仕1～4および「捕獲状況集計表」により作成すること。

(12) 錯誤捕獲の対応

共通仕様書2.10により実施する。ただし、共通仕様書に記載がなく、疑義が生じた場合は監督職員と協議することとする。

III 自動撮影カメラを用いた誘引状況の把握

共通仕様書5.1により自動撮影カメラを用いて、わなへの誘引状況を把握する。

(1) 自動撮影カメラの設置期間

捕獲を開始する7日前（事前給餌と同時）から設置し、捕獲実施中は常に設置するも

のとする。

(2) 調査方法

事業地内において、わなを設置した箇所 30 箇所中 10 箇所に自動撮影カメラを 10 台設置すること。設置場所については監督職員と協議すること。わな見回りの都度カメラを確認し、5 日程度撮影し、誘引されていない場合は、わなを移設し、その際はカメラも移設すること。必要に応じて別紙様仕 7 「センサーカメラチェックシート」を使用すること。

① 自動撮影カメラ及び付属品等の貸与

本事業で使用する自動撮影カメラ及び付属品は、委託者が貸与する 10 台を設置すること。貸与品は以下に示すとおりとし、監督職員から受領すること。なお、盗難、故障の際などは受託者において準備すること。使用する電池は受託者が購入すること。

品名・規格	貸与数量
自動撮影カメラ（本体 TREL20J、セキュリティボックス、パイソロック 5mm 防犯ワイヤー）	10 式
S Dカード 32GB	20 枚

② 自動撮影カメラの設定

- i 撮影モード：静止画（動画撮影は行わない）
- ii 静止画解像度：5 MP
- iii 連続撮影：3 枚
- iv センサー感度：中（光や下草のちらつきの程度により「低」に設定すること）
- v インターバル：1 分
- vi 機種により上記の設定ができない場合は最も近い設定とし、その旨監督職員に報告すること。

(3) 撮影画像の解析

- ① 各カメラで撮影されたシカの頭数・性別・成熟度・撮影日時等を整理し、シカ・カモシカの撮影状況を、カメラ毎に別紙様式仕 6 「ニホンジカ等撮影状況一覧」にとりまとめ、調査報告書とともに提出すること。
- ② 個体を識別して修正することはない。
- ③ 自動撮影カメラで撮影されたシカ以外の哺乳類も、可能な限り同定すること。

IV 報告書の作成

共通仕様書 2.4.3(2)の「捕獲事業報告書」は、Ⅰ(1)に記載する事業計画書、Ⅱに記載する誘引捕獲に係る一連の作業の実施結果、記録・写真及び実施状況、Ⅲ(3)の別紙

様式仕6「ニホンジカ等撮影状況一覧」の内容を取りまとめ作成すること。

6 成果物の納入

I 報告書

(1) 報告書の名称

「浦山地区有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲事業（R7当初明許）報告書」とする。

(2) 納入する成果物の形式

- ① 紙媒体によるもの：2部（A4版、左とじ、両面カラー印刷）
- ② 電磁的記録媒体によるもの
 - i 報告書等の電子データを収納したCD-R又はDVD-R：2部
 - ii 自動撮影カメラで撮影した全画像を収納したSDカード：2部
- ③ 電磁的記録媒体による納入に当たっての留意事項
 - i 報告書等はPDF形式で提出すること
 - ii 捕獲情報記録表はEXCEL形式で提出すること
 - iii 画像はJPEG形式で提出すること
 - iv ウイルスチェックを必ず行いウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日を記載した用紙を添付すること。
 - v 電子記録媒体を提出する際は、データが消失しないよう措置すること。
- ④ 報告書納入後に受託者側の責めにより不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を講じること。

(3) 成果物に関する留意事項

報告書の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

II 報告書の提出期限、提出場所

① 提出期限

令和9年1月15日

② 提出場所

埼玉森林管理事務所

7 その他

I 委託事業における人件費の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類などを整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作

業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。

II 委託経費の支払い対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、正当な理由なくして事業を行わなかった日については、減額の対象とし、その日数に応じて双方協議のうえ、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

III 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金等を受領してはならない）。

IV CSF（豚熱）対策について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、埼玉県における CSF 対策を熟知して適切な対応に努めること。